

令和7年度 第1回加西市人権施策推進審議会 議事録

日 時	令和7年10月29日（水） 午後2時00分～午後3時45分
場 所	加西市役所 入札室（大）
出席者	【委員】 11名 【事務局】 部長以下4名
欠席者	4名
議 題	報告事項 「加西市の人権啓発の取組について」 協議事項 「パートナーシップ制度・加西グローバルセンターについて」 「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針の改定について」 「各種団体の人権問題・課題について」

1. 開 会

事務局

加西市では、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、令和4年10月に、「人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。本条例第10条で、「推進指針に関する事項、人権施策の推進に関する重要事項及び社会的影響の大きい人権侵害に係る事案等を調査審議する」ために、本加西市人権施策推進審議会を設置するとしております。また第4条で、「何人も、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢、出身その他経歴等を理由とした差別を行ってはならない」と定めています。

その取組の一環として、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を令和6年4月に導入しました。この制度は、加西市が規則に基づき行うものであり、法的拘束力はありません。しかし、制度の導入によってお互いを人生のパートナー、そして家族として尊重し合いこれからも加西市で自分らしく暮らしていくことができるよう支援するとともに性的マイノリティの方への社会的理解が進み、多様性を認め合うことにより、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざしています。

また、令和7年には国際交流及び多様な文化が共生する地域社会の実現をめざして「加西グローバルセンター」を設置しました。市民の交流及び相互理解を促進するための拠点となり、国籍・年齢・性別にとらわれず誰もが集い活動できる施設となるようめざしています。

本日は、このパートナーシップ制度とグローバルセンターについて、皆様からのご意見を伺いたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 委員の委嘱

(委嘱状交付) 新規委員 3 名に交付 (C 委員、D 委員、1 名欠席)

3. 委員と職員の紹介

(各自、自己紹介)

4. 審議会の概要説明

【事務局より説明】

「人権尊重のまちづくり条例第 10 条と審議会設置規則に基づき、審議会について説明」

なお、本日の審議会では、加西市の人権啓発の取組を説明した後、パートナーシップ制度と、本年度設置した加西市グローバルセンターに関して、また「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」の見直しについて委員の皆様からご意見を賜りたい。

5. 会長、副会長 選出

事務局

会長を B 委員に、副会長を A 委員にお願いしたいと考えているがいかがか。

<異議なし>の声 拍手で承認

<会長、副会長あいさつ>

6. 報告事項

(1) 「加西市の人権啓発の取組」について

【事務局より説明】

J 委員

1 月 5 日に予定されている「愛生園訪問」は子どもを対象としているのか。

事務局

応募のあった一般市民と入所 3 年目の市職員が参加する。

H 委員

7 月 21 日の「親子太鼓づくり教室」で、講師の同和問題の話とはどんな内容か。

事務局

講師自身の子どものころや大人になってから受けた差別について、参加している小学生の様子を見ながら話してもらっている。

7. 協議事項

(1) パートナーシップ制度・加西グローバルセンターについて

【事務局より説明】

F 委員

今はどこの国の方が多いのか。

事務局

約 1700 人中、1000 人がベトナムからとなっており、増加傾向である。今後、各国の経済状況により、変わっていくと予想される。

会長

パートナーシップ制度の届け出がゼロということだが、広報はどうしているのか。

事務局

ピンポイントに広報するのは難しいため、ホームページ等で広報している。

(2) 「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」の改定について

【事務局より説明】

会長

まちかどフォーラムや地区人権学習、まちかどシアターなどに、まちかどオンラインを加えるなど、社会変化の中で取組を増やしているが、文言を追加するために改定をする必要はないのでは。

副会長

グローバルセンターやパートナーシップ制度は、前回の策定後に新たに追加されたものだが、そことの齟齬がないのならいいのでは。

J 委員

外国人に関する相談はあるのか。技能実習生や正規の職員として、また配偶者を帯同されている方も、日本になじもうとされ、まじめな方が多い。一部、マナーの悪い方もおられるが、それは日本人も同じ。ただ、アンコンシャス・バイアスはあるのかもしれない。そう思って、アンコンシャス・バイアスについての研修を行っている。加西市では、実際にどんな人権侵害の事案があるのか。

事務局

詳しい内容は話せないが、相談はある。

会長

改訂については特に要望はなかったが、今出たことを参考に進めてください。

(3) 各団体の人権課題等について

C 委員

昨年度の地区の人権学習がまちかどシアターだったが、役員会でも言ったし、回覧もまわしたが参加が少なかった。参加した人はビデオを見て活発な意見がでており、そういう意識を持つてもらうのが目的であると思うが、回覧を回してもすぐに次に回す人の目にはなかなか止まらない。なにか手立てが必要。

高齢になると固定概念が強くなりがちなので、町の活動の中でアンコンシャス・バイアスは

気をつけたい。

D委員

日本はまだままだと思うが、例えば米国に行ったら誰かが「ジャップ」と言うのはまだある。加西市も約 1700 人の外国人がいるということだが、外国人だからという偏見というのはまだあると思う。先日、高校に行ったとき、韓国人らしき生徒がいたが、あれはとてもいいことだと思った。感受性の高い若い時代に机を並べて一緒に生活する。そういうふうになつたらしい。

E委員

就学前の子どもを預かっているが、子どもって素晴らしいなと思うことがいっぱいある。例えば支援が必要な子どもだろうが目がブルーだろうが、それをそのまま受け入れる。でもそれがそのまま育つかというと、そうではなくて、大人が教えなくていいことを教えて。大人の方が意識していかなければならない。

外国の方がたくさん学校に行くにあたり、言葉が分からぬため勉強が遅れ、学校に行くのがしんどくなる。グローバルセンターでどういう方が勉強されているのか。

H委員

日本語教室を日曜日に 3 コマ設定している。また平日も個人的に時間をとつてやっている。ボランティアの方や職員が対応している。約 1700 人のうちの 50 人くらいが来られている。特定技能等の家族として来日した人がよく来られている。また学校では普段、県からのサポートが来ているが、それだけではなかなかないので、日曜日に日本語を学びに来ている。

E委員

小学校に行って、つまずきそうなところや難しい学習のところを直接支援するというのはないのか。

H委員

依頼を受けて有償で行くはある。学習は難しいこともあるが、子どもは言葉をすぐに覚えて、両親の通訳をしたりしている。

D委員

外国人の子どもに対し、日本人と同じ勉強を同じレベルで求めるのは難しい。それよりも、日本で生きていくための生活習慣の獲得や、それに対するバックアップが先ではないか。さらにその上をめざすのであれば、本人が頑張らないと。

F委員

加西市には人権擁護委員は 9 名いて、その活動としては中学生に人権をテーマにした作文を依頼したり、夏休みの学童保育に出向いて人権について説明したりしている。人権は抽象的で難しいし、また今すぐ解決するような問題ではないが、自分自身が日々勉強したことを子どもたちに伝えている。

G委員

今年のまちかどフォーラムでは「あなたのいる庭」というビデオを見たが、登場人物の一人が「関わって見ないとわからないものね」という発言をしている。初めから偏見で見てるんじゃないくて、実際関わってみると、こんないいところがあったんだとか、いろいろ気づくこ

とが多いと思う。また、地区人権では講師の話がすごく引き込まれる内容で、また呼んでもらいたいと思った。

H委員

今、ベトナム人が1000人強で1番多く、2番がインドネシア、3番が中国となっている。外国人にとって、「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」「アイデンティティの壁」があるが、「言葉の壁」はもちろん、「心の壁」のせいで傷ついたりトラブルになったりしている。その「心の壁」を低くするために、食を通しての交流としてグローバルセンターのキッチンスペースの利用が目玉になると思う。

外国人から差別につながるような相談をうけたときの対応に苦慮している。

I委員

車の駐車場の件で、マーク、譲り合いマークについている駐車場に健常者の方が停められていて、それでもやっぱり見ても注意することができない。健常者の人に、私たちの不便さがわかってもらえないのが残念。

J委員

以前はパワハラやセクハラのセミナーを盛んにしていたが今は落ち着いてきて、かわりにカスハラ対応に要望が移行している。アンコンシャス・バイアスも研修を受けてみて初めて気づかされる部分もあった。考えが固定化する前の、幼少期から他人を尊重する気持ちを育てるというのは、本当に大切なことだと思う。またメディア・リテラシーの問題は、今後増えしていくだろう。SNSでの承認欲求や、匿名性がもたらす誹謗中傷。子どもたちに対する対策をしていかないといけない。

K委員

人権のことだけじゃなく、問題はお互いの相互理解ができていないときに起きる。多様な価値観を認め合うことが大切。この相互理解のために、刑期を終えて来た人或いは執行猶予中の人の社会参加を促すお手伝いをしているが、そのハードルはまだまだ高い。短期間で解決しようとするとハードルも高くなってくるので、ゆっくり時間をかけて、お互いの良いところを見つけ合うということが大事だと思う。

この指針策定時の市民意識調査はどうやっているのか。

B委員

県が5年ごとにとっている「人権に関する県民意識調査」を参考にしながら、まちかどフォーラムや地区人権学習会等で参加者にとったアンケートを利用している。

今年のまちかどフォーラムでは、小学生と中学生が参加してくれた町があった。使用したビデオは児童養護施設で暮らす高校生と震災で夫と娘を失った女性の交流を通して「こどもの人権」を考えるもの。ドラマの中で住民は最初「あそこの子とは関わらん方がいい」と言うところからストーリーが始まるが、それを参加した小中学生は、「外見で判断せん」といて「想像力を生かして、もっと本気で関わってほしい」と発言していた。

A委員

今後の人権政策を考える面で、市民意識調査というのは大きなポイントになる。県の人権意識調査を活用するのも妥当ではあるが、加西市に関わる固有の人権課題というものもあるか

と思われる所以、令和13年の改訂の際に市民意識調査をするのも1つの明確な方向性が出るのではなか。また、そうすると審議会として数値目標を立てることができる。

相談員制度の充実というのは非常に重要で、様々な人権課題の中でも冒頭にうたわれている。相談にあたっては、相談者が解決策を相談したいのか、身の危険を感じているのか、または単に聞いて欲しいのかなど聞き取りながら、関連の法務局等に繋いでいくことになる。ただ、その相談員の独自性というものが確保されて、しかも研修を受けているかが重要であるため、相談研修を受けたり、フローチャート化したりすることも必要かもしれない。

8. 閉会